

鈴鹿市文化会館喫茶室経営者

募集要項



令和6年8月15日

鈴鹿市文化スポーツ部 文化振興課

1 目的

鈴鹿市文化会館は、昭和63年3月に竣工し、市民文化活動の中心拠点として機能してきた施設である。

令和4年度には、全館的な改修が必要な状況となったことから、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき、大規模改修を進め、令和6年7月に、リニューアルオープンしたところである。

会館内の喫茶室は、利用者の便宜を図るほか、来館者の語らいの場として、市民の皆さんに広く親しんでいただくよう市民サービスの一環として、設置されている。

このような中、飲食の提供を通じて賑わいを創出するとともに、地域の活性化及び本施設のサービス向上、魅力発信に繋げることを目的として、喫茶室を使用して喫茶経営を行う事業者等を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

鈴鹿市文化会館喫茶室経営業務

(2) 業務内容

鈴鹿市文化会館喫茶室経営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 使用料等

(1) 使用の形態

地方自治法第238条の4第7項及び鈴鹿市文化会館条例第19条第1項に基づき、鈴鹿市（以下「市」という。）が喫茶室を使用して喫茶経営をしようとする者（以下「喫茶室経営者」という。）に、その使用を許可する。

(2) 使用許可期間

許可の期間は、2年を超えないものとする。

※市としては、令和6年11月1日（金）からの営業を希望するが、各種手続きや開店準備等の期間も考慮し、協議の上、令和7年1月14日（火）までの間で、営業開始日を決定する。

※使用期間には、開店準備及び原状回復に要する期間を含むものとする。

(3) 使用料

月額106,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

※使用許可の始期が月の途中の場合は、その月の使用日数を開館日で除したものに、月額106,700円を乗じた金額とする。使用料は、市が発行する納入通知書により、その月分の使用料を市の指定する期日までに納付しなければならない。また、消費税率の変更があった場合には、変更後の税率によるものとする。

4 喫茶室経営の必要経費

(1) 光熱水費等

喫茶室の経営に必要な光熱水費（電気料・プロパンガス使用料・上下水道

料)は、各子メーターによる使用量をもとに市等が算定する。市等が請する使用料を負担すること。

(2) 通信費

固定電話やインターネット回線が必要な場合は、喫茶室経営者が直接契約すること。

(3) 廃棄物処理費

厨房、喫茶室で発生したごみは、喫茶室経営者が持ち帰る、または直接、産業廃棄物処理業者と契約するとともに、厨房、喫茶室の日常の清掃、防虫防鼠等の衛生管理に係る費用は、喫茶室経営者の負担で行うこと。

(4) 清掃費

厨房、喫茶室の日常的な清掃や消毒に必要な消耗品は、喫茶室経営者が準備し設置すること。

ただし、喫茶室の手洗い水洗に設置する石鹼については、喫茶室経営者が容器を設置した場合は、市が業務委託する維持管理業者（以下「維持管理業者」という。）が補充する。

(5) 各種消耗品費

調理道具及び消耗品（調理用品や食器等）等は喫茶室経営者が購入し、設置すること。

(6) 設備・備品の管理

①喫茶室経営者は、市が設置した設備・備品（別紙「鈴鹿市文化会館図面」参照）を使用することができる。

②厨房、喫茶室の設備、備品等の維持管理に際しては、安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行うこと。

③喫茶室経営者は、原則として会館及び市が設置した設備や備品等の原状を変更できない。ただし、サービス向上等に資するための改良と市が承認した場合は、喫茶室経営者の負担で変更できるものとする。

(7) 保守点検業務

喫茶室経営者が設置した設備等の法定点検等については、喫茶室経営者の負担で実施すること。

なお、喫茶室については、維持管理業者が、床面清掃及びワックス掛け（2回/年）、ガラス清掃（1回/年：両面）、害虫駆除（2回/年）を行う。

5 参加資格要件

次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

なお、参加資格の基準日は、提案参加申込書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに、以下の参加資格要件のいずれかを欠く事態が生じた場合は失格とする。

(1) 鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない者にあつては、以下のアからウの書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記

簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び成年被後見人・被保佐人等の登記がされていないことの証明書

- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 鈴鹿市から、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る資格停止措置を本募集の公告の日から優先交渉権者選定までの間に受けていないこと。
- (8) 複数の事業者の連合体による応募も可とする。その場合、下記の条件を全て満たすこと。
 - ア 連合体の構成員は、上記（1）から（7）までの条件を満たすこと。
 - イ 連合体の構成員は、当該業務について当該連合体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ウ 当該連合体の代表者を定め、業務の履行に関し、代表してその権限を行うこと。
 - エ 連合体の構成員は、単独及び他の連合体の構成員として本募集に参加していないこと

6 スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。（市役所の閉庁日を除く。）

No.	実施内容	実施期間または期日
1	募集の公告	令和6年8月15日（木）
2	新設厨房機器 搬入	令和6年9月20日（金）
3	現地説明会	令和6年9月24日（火）※事前申込みが必要
4	内覧期間	令和6年9月24日（火）～令和6年9月30日（月）
5	提案参加申込書の受付	令和6年8月15日（木）～令和6年9月30日（月）
6	質問の受付【1回目】	令和6年8月15日（木）～令和6年9月13日（金）
7	質問の回答【1回目】	令和6年9月24日（火）
8	質問の受付【2回目】	令和6年9月14日（土）～令和6年9月30日（月）

9	質問の回答【2回目】	令和6年10月3日（木）
10	参加資格審査結果通知	令和6年10月3日（木）
11	提案書類の受付	令和6年10月3日（木）～令和6年10月11日（金）
12	選定委員会	令和6年10月22日（火）予定
13	審査結果通知	令和6年10月23日（水）予定
14	契約締結（使用許可）	令和6年10月末予定
15	喫茶室運営開始	令和6年11月1日（金）～令和7年1月14日（火）

7 募集要項等の配布

(1) 配布方法 市ウェブサイト (<https://www.city.suzuka.lg.jp/>) (ページ番号 1013864) からのダウンロードによる配布

(2) 配布資料

- ア 鈴鹿市文化会館喫茶室経営者募集要項
- イ 鈴鹿市文化会館喫茶室経営業務仕様書
- ウ 鈴鹿市文化会館図面
- エ 鈴鹿市文化会館喫茶室経営者募集様式集【様式1～7】
- オ 鈴鹿市文化会館喫茶室経営者選定評価基準

8 現地説明会及び内覧会

現地説明会を次のとおり開催する。

なお、現地説明会に参加できない事業者等への対応として、事前連絡の上、内覧を可能とする。

- (1) 開催日 令和6年9月24日（火）14時～15時
- (2) 開催場所 鈴鹿市飯野寺家町810番地 鈴鹿市文化会館喫茶室
- (3) 申込方法 電子メールまたはFAX
法人名、当日の参加人数（1団体あたり3名以内）、参加者名、当日の緊急連絡先をお知らせください。
- (4) 申込先 鈴鹿市文化振興課
- (5) 申込期日 令和6年9月19日（木）
- (6) 内覧期間 令和6年9月24日（火）～9月30日（月）

9 質問書の提出

- (1) 提出期限 第1回 令和6年9月13日（金）17時必着
第2回 令和6年9月30日（月）17時必着
- (2) 提出先 鈴鹿市文化振興課
- (3) 提出方法 電子メール
※メールを送信後、電話で到達の確認を行ってください。
- (4) 提出書類 質問書（様式1）

- (5) 提出部数 1部
- (6) 回答 質問に対する回答は、市ウェブサイトに掲載する。
第1回 令和6年9月24日(火)
第2回 令和6年10月3日(木)
- (7) その他 第2回については、提案参加申込書を提出していない事業者からの質問については、回答を行わない。

10 提案参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和6年8月15日(木)～令和6年9月30日(月)
受付時間は8時30分から17時15分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- (2) 提出先 鈴鹿市文化振興課
- (3) 提出方法 事前連絡の上、直接持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、令和6年9月30日(月)必着とします。)
- (4) 提出書類
 - ア 提案参加申込書(様式2)
 - イ 履歴書(様式3)
※法人の場合は、会社概要がわかる企業パンフレット等の添付可
 - ウ 納税証明書
国税、都道府県民税及び市町村民税に関する納税証明書
 - エ 住民票の写し(提出者個人のもの(抄本))
 - オ 印鑑登録証明書(提出者印)
 - カ 営業許可書(写し)
 - キ 食品衛生責任者資格書(写し)又は調理師免許(写し)
 - ク 鈴鹿市契約規則第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿(物件)に登録されていない者にとっては、「5(1)ア～ウ」の書類も添付し提出すること。
(法人の場合は、上記のほかに次の書類)
 - ケ 損益計算書(最近3年)
 - コ 登記に関する全部事項証明書又は登記簿謄本
 - サ 資本金額が明示されている書類
 - シ グループ応募構成書(複数の事業者の連合体による応募に限る。)(様式4)
- (5) 結果通知 提出された提案参加申込書を基に、参加資格要件を満たしているか審査し、その結果を令和6年10月2日(水)までに、提案参加申込書に記載の連絡先(メールアドレス)に送信する。

11 提案書類の提出

- (1) 提出期間 令和6年10月3日(木)～令和6年10月11日(金)
- (2) 提出先 鈴鹿市文化振興課
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送(郵送の場合は、令和6年10月11日

(金) 必着とします。)

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出書(様式5)

イ 企画提案書(様式6)

(5) 提出部数 2部

(6) 提出書類に関する事項

ア 用紙サイズはA4版とすること。ただし、A3版の折込みは可とする。

イ A4版は両面印刷又は片面印刷、A3版は片面印刷とする。

ウ 文字サイズは12ポイント以上とすること。

エ 左側2穴綴じとし、各頁に通し番号を記載すること。

オ フラットファイル、バインダー、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。

カ 1部は、ホチキス止め、インデックス等による装飾のないものを提出すること。

12 事業者選定方法

(1) 選定委員会の設置

本業務の優先交渉権者の選定は、「鈴鹿市文化会館喫茶室経営者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別添「鈴鹿市文化会館喫茶室経営者選定評価基準表」に基づき、書類審査により行う。

(2) 審査の方法

ア 選定委員会委員の評価点(各100点満点)の(合計評価点700点)が高い順に順位を決定する。合計評価点と同点の場合は、選定委員会において審議し、上位を決定する。

イ 順位が1位の参加者を優先交渉権者(使用許可予定者)、2位の参加者を次点交渉権者とする。ただし、評価の内容により本業務の実施が困難であると選定委員会が決定した参加者については、非交渉権者とする。

ウ 応募者が1者でも、参加資格要件を満たしていれば、選定を行う。ただし、合計評価点満点の6割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果は、全参加者に、電子メールで通知する。また、市ウェブサイトにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議の申し立て、質問、開示等は一切受け付けない。

13 参加を辞退する場合

提案参加申込書等提出後、辞退する場合は、速やかに、応募辞退届(様式7)を鈴鹿市文化振興課へ提出すること。

14 応募に関する留意事項

(1) 企画提案書の作成及び応募に要した費用等は、すべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の企画・作成にあたっては、仕様書の内容を十分、吟味するこ

と。

- (3) 提出された企画提案書等は、提出後において資料の追加、内容の変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提案は1者につき、1点のみとする。

15 失格事項

応募者が次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 提出書類等の提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は本要項に違反する表現をした場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

16 喫茶室使用許可等の留意事項

選定された優先交渉権者と市との間で、企画提案書等に記載された項目に基づき、使用にあたっての必要な条件等の協議を行い、選定した優先交渉権者から、鈴鹿市文化会館条例施行規則第6条の規定により、文化会館喫茶室使用許可申請書を受理し、調査の上、喫茶室の使用を許可することに留意すること。

優先交渉権者との協議が不調となった場合には、次点交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に、必要な手続きを経て、使用を許可することとする。

また、喫茶室経営者が喫茶経営を取り止め又は喫茶室の使用許可を取消ししようとするときは、3か月前までに市に書面により申し出て承認を受けなければならない。

17 担当部署

鈴鹿市文化スポーツ部 文化振興課 文化振興グループ

【所在地】 〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館9階

【電話番号】 059-382-7619

【FAX番号】 059-382-9071

【E-mail】 bunkashinko@city.suzuka.lg.jp